

daily コラム

2023年9月19日(火)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

65歳超雇用推進助成金 高齢者無期雇用転換コース

50代のパートタイマーを雇用していると

この助成金は50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成されます。

対象者1人につき中小企業は48万円、中小企業以外は38万円が、支給申請年度で1適用事業所10人まで支給されます。

対象となる労働者

以下すべてに該当する労働者が対象です。

- ①雇用される期間が無期雇用者に転換する日において通算して6か月以上5年以内で50歳以上かつ定年年齢未満の有期雇用契約労働者である。
- ②転換日において64歳以上の者ではない
- ③派遣労働者でないこと
- ④有期契約が繰り返し更新され通算5年を超え、労働者からの申込みにより無期雇用労働者に転換した者でないこと
- ⑤無期雇用労働者として雇入れられた有期雇用労働者でないこと
- ⑥転換日から過去3年以内に当該事業所の事業所において無期雇用労働者として雇用されたことがない者
- ⑦無期雇用労働者に転換した日から支給申請日の前日において当該事業所の事業所の雇用保険被保険者であること

支給要件、申請手続きの流れ

この助成金は事前の認定とその後支給申請の2つの手続きが必要になります。

- ①(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構に「無期雇用転換計画書」を計画開始の3か月前の日までに申請し、計画書の認定を受ける。その後、
ア、有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに規定していること
イ、上記②の制度に基づき雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期雇用労働者を無期雇用労働者に転換すること
ウ、上記により転換された労働者を転換後6か月以上の期間継続して雇用し当該労働者に対して転換後6か月分の賃金を支給すること
- ②支給申請 対象者に対して転換後賃金を6か月分支給した日の翌日から起算して2か月以内に機構に申請してください。



あまり知られていない助成金です。昇給がなくても支給できます。対象者がいたら申請してみましょう